

青森県報

号外第二十六号

平成十六年
三月三十一日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する規程…………… (同) …… 四

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第十二号イ中「第十七条第一項(第二十九条第一項)を「第二十八条第一項(第六十二条第一項)に、「営業を行う者」を「営業者」に改め、同号口中「第十九条の十七第六項」を「第四十八条第八項」に改め、同号八中「第二十一条第一項

「第二十九条第一項」を「第五十二条第一項(第六十二条第一項)に改め、同号二中

「第二十一条の二第二項(第二十九条第一項)を「第五十三条第二項(第六十二条第

一項」に改め、同号水中「第二十二条(第二十九条第一項)を「第五十四条(第六十

二条第一項)に改め、同号へ中「第二十三条(第二十九条第一項)を「第五十五条第

一項(第六十二条第一項)に改め、同号ト中「第二十四条(第二十九条第一項)を

「第五十六条(第六十二条第一項)に改め、同号チ中「第二十一条」を「第七十一条

に改め、同条第十五号チ及びリ中「及び指示」を「並びに指示及び実施」に改め、同

条第十八号ヲ中「児童保護費等負担金」の下に「及び児童居宅支援に係る補助金等

を加え、同ヲを同号ワとし、同号中ルをヲとし、同号又中「二以上の所管区域にわた

る区域を対象とする事業を行う者、二以上の第一種社会福祉事業を行う者、第一種社

会福祉事業及び保育所の経営を行う者、第一種社会福祉事業及び介護老人保健施設を

利用させる事業を行う者又は保育所の経営及び介護老人保健施設を利用させる事業を

行う者が設置する施設(以下「を削り、「と」という。)並びに」を「及び」に改め、

同又を同号ルとし、同号中リを又とし、チをリとし、同号ト中「こと」の下に、「(大

型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。)」を加え、同トを同号チとし、同号

中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、口の次に次のように加える。

八 第二十一条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告等

の徴収及び出頭の要求に関すること(二以上の所管区域にわたる区域を対象と

する事業を行う者、二以上の第一種社会福祉事業を行う者、第一種社会福祉事

業及び保育所の経営を行う者、第一種社会福祉事業及び介護老人保健施設を利

用させる事業を行う者又は保育所の経営及び介護老人保健施設を利用させる事

業を行う者が設置する施設(以下「大型法人等設置施設」という。)の設置者

に係るものを除く。)

第四条の三第三十六号口中「在宅福祉事業費補助金」の下に「並びに身体障害者居

宅支援及び身体障害者施設支援に係る補助金等」を加え、同口を同号ニとし、同号イ

中「こと」の下に、「(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。)」を加え、

同イを同号ハとし、同ハの前に次のように加える。

イ 第十七条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告等の

徴収及び出頭の要求に関すること(大型法人等設置施設の設置者に係るものを

除く。)

ロ 第十七条の二十八第一項の規定による指定身体障害者更生施設等の設置者等

からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること(大型法人等設置施設の設置

者に係るものを除く。)

第四条の三第四十一号を次のように改める。

四十一 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の施行に関する次のこと。

イ 第十五条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。)

ロ 第十五条の二十八第一項の規定による指定知的障害者更生施設等の設置者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。)

ハ 第二十一条の二第一項の規定による知的障害者居宅生活支援事業等を行う者からの報告の徴収に関すること(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。)

ニ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項の規定による報告の徴収に関すること(市町村に係る知的障害者居宅支援及び知的障害者施設支援に係る補助金等に係るものに限る。)

第五条第一号イ中「第十四条第一項(第二十九条第一項)を「第二十五条第一項(第六十二条第一項)に改め、同号ロ中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第五条の二第六号ニ及びハ中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の施行に関する次のこと。

イ 第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録(第十二条第一項の規定による登録の更新を含む。)に関すること。

ロ 第十三条第一項(第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

ハ 第十四条(第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。)(の規定による登録簿の閲覧に関すること。

ニ 第十五条第一項(第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

ホ 第十六条(第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)(

の規定による登録の抹消に関すること。

ヘ 第二十二条第二項(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による回収量等の報告の受理に関すること。

ト 第二十四条第一項及び第二項の規定による第一種フロン類回収業者に対する勧告に関すること。

チ 第二十五条第一項の規定による第二種特定製品引取業者の登録(第二十八条において準用する第十二条第一項の規定による登録の更新を含む。)(に関する

こと。

リ 第二十九条第一項の規定による第二種フロン類回収業者の登録(第三十二条第二項の規定によるものを除き、第三十三条第一項において準用する第十二条第一項の規定による登録の更新を含む。)(に関する

こと(第三十二条第二項の規定により登録された第二種フロン類回収業者に係るものを除く。)

ル 第四十三条第四項の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対する勧告に関すること(第三十二条第二項の規定により登録された第二種フロン類回収業者に係るものを除く。)

ヲ 第六十四条第一項の規定による第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者からの報告の徴収及び第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対する勧告に関すること(第三十二条第二項の規定により登録された第二種フロン類回収業者に係るものを除く。)

ワ ト、又、ル及びヲに係る第七十条第一項の規定による報告の徴収に関する

こと。

第五条の三第一号中「と畜場法」を「と畜場法」に改め、同号イ中「第九条第一

項」を「第十三条第一項第一号」に、「自家用と殺」を「自家用とさつ」に改め、同号ロ中「第十条」を「第十四条」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同号ハ中「第十二条」を「第十六条」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同号ニ中「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号ホ中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に、「と殺」を「とさつ」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)の施行に関する次のこと。

イ 第四条第二号の規定によると畜場以外の場所において行う獣畜のとさつの許

可に関すること。

口 第五条第一項第一号から第三号までの規定による持出しの許可に関する事

第五条の三第三号口中「第四項」を「第五項」に改め、同号二中「第十五条第六項」を「第十五条第七項」に改め、同条第四号イ中「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に、「営業を行う者」を「営業者」に改め、同号口中「第二十二条」を「第五十四条」に改め、同口を同号八とし、同八の前に次のように加える。

口 第二十八条第四項の規定による収去した食品等の試験に関する事務の委託に關すること。

第十三条第一項第一号レ中「報告」の下に「(自己資本比率に係るものを除く。)」を、「こと」の下に「(第九十四条第三項及び第四項の規定による業務及び会計の状況の検査に係るものにあつては、ソに係るものに限る。)」を加え、同項第十号イ中「定款変更」を「定款又は共済規程の変更」に改め、同号中ニをホとし、同号八中「定款変更」を「定款又は共済規程の変更」に改め、同八を同号二とし、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。

口 第四十三条第四項の規定による定款又は共済規程の変更の届出の受理に關すること。

第十三条第一項第二十五号リ及びヌ中「間伐」を「択伐」に改め、同号中カをレとし、同号ワ中「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に改め、同ワを同号タとし、同タの前に次のように加える。

ヨ 第三十八条第三項の規定による伐採跡地の造林に必要な行為の命令に關すること。

第十三条第一項第二十五号中ヲをカとし、ルをワとし、同ワの前に次のように加える。

ル 第三十四条の三第一項の規定による間伐の届出の受理に關すること。

ヲ 第三十四条の三第二項において準用する第三十四条の二第二項の規定による間伐の計画の変更命令に關すること。

第十三条第一項第五十一号の二チ中「こと」の下に「(第二百二十三条第三項及び第四項の規定による業務及び会計の状況の検査に係るものにあつては、リに係るものに限る。)」を加える。

第十八条第一項第六号ツ及びネ中「及びワ」を「ワ、ヨ及びレ」に改め、同号ム中「ヌ、ル及びワ」を「チ、ヌ、ル、ワ、ヨ及びレ」に改め、同項第六号の二中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ イ及びハに係る第十六条の九第三項の規定による地位の承継の届出の受理に

關すること。

第十八条第一項第十一号の五中レをラとし、タをナとし、ヨをネとし、同ネの前に次のように加える。

ソ 第十九条第一項から第三項まで並びに第二十八条第一項の規定により適用される第十九条第二項及び第三項の規定による金銭の徴収に關すること。

ツ 第二十二條に規定する社会福祉事業に係る使用料の徴収に關すること。
第十八条第一項第十一号の五中カをレとし、ワをタとし、同タの前に次のように加える。

ヨ 第十四条第一項(第二十八条第一項の規定により適用される場合を含む。)の規定による敷金の徴収及び第十四条第二項(第二十八条第一項の規定により適用される場合を含む。)の規定による敷金の還付(損害賠償金がある場合の敷金の還付を除く。)に關すること。

第十八条第一項第十一号の五中ヲをカとし、同カの前に次のように加える。

ワ 第十一条第一項(第二十八条第一項の規定により適用される場合を含む。)の規定による家賃の徴収に關すること。

第十八条第一項第十一号の五中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第八条の二第三項(第二十八条第一項の規定により適用される場合を含む。)の規定による届出の受理に關すること。

第十八条第一項第十一号の五に次のように加える。

ム 第二十九条第一項に規定する共同施設の使用料の徴収に關すること。
第十八条第一項第十一号の六に次のように加える。

ハ 第十条の規定による届出の受理に關すること。

ニ 第十一条の規定による届出の受理に關すること。
第十八条第三項第一号中ヌをワとし、リをヲとし、チをルとし、同ルの前に次のように加える。

又 第十五条第一項の規定による敷金の徴収及び同条第二項の規定による敷金の還付(損害賠償金がある場合の敷金の還付を除く。)に關すること。

第十八条第三項第一号中トをリとし、ヘをチとし、同チの前に次のように加える。

ト 第十二条第一項の規定による家賃の徴収に關すること。

第十八条第三項第一号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第十条第三項の規定による届出の受理に關すること。

第十八条第三項第一号に次のように加える。

力 第二十条第三項及び第四項の規定による金銭の徴収に関すること。

ヨ 第二十一条に規定する共同施設の使用料の徴収に関すること。

第十八条第三項第二号に次のように加える。

ハ 第十二条の規定による届出の受理に関すること。

ニ 第十三条の規定による届出の受理に関すること。

第十八条第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に改める。

第二十二條第二号中「青森県行政組織規則第二十九條第二項の規定により」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する規程

(官報報告事務取扱規程の一部改正)

第一条 官報報告事務取扱規程(昭和二十三年三月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条の表の第五号の()及び第六号様式の(注)の3中「政策審議監及び部長」を「部長及び特別対策局長」に改める。

(青森県消防関係職員服制の一部改正)

第二条 青森県消防関係職員服制(昭和三十年三月青森県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「教務課長」を「教務事務を担当する内部組織の長」に改める。

(住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

第三条 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程(平成十四年八月青森県訓令甲第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「企画振興部長」を「企画政策部長」に改め、同項第二号中「企画振興部市町村振興課長」を「企画政策部市町村振興課長」に改め、同項第三号中「企画振興部情報政策課長」を「企画政策部情報システム課長」に改める。

第十二条中「企画振興部長」を「企画政策部長」に改める。

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)

第四条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「企画振興部長」を「企画政策部長」に改める。

第四条第二項中「企画振興部次長」を「企画政策部次長」に改める。

第八条中「企画振興部市町村振興課」を「企画政策部市町村振興課」に改める。別表第一中「企画振興部次長」を「企画政策部次長」に、「情報政策課長、文化・スポーツ振興課長」を「情報システム課長、県民生活政策課長」に、「健康医療課長」を「医療薬務課長」に、「文化観光推進課長」を「観光推進課長」に改める。

(青森県電子計算組織プロジェクト・チーム設置規程の一部改正)

第五条 青森県電子計算組織プロジェクト・チーム設置規程(昭和四十七年六月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「情報政策課長」を「情報システム課長」に、「情報政策課の」を「情報システム課の」に改める。

第五条第一項、第八条及び第十条中「情報政策課」を「情報システム課」に改める。

(青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

第六条 青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程(平成十年三月青森県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「情報政策課」を「情報システム課」に改める。

第三条第一項、第二項及び第四項中「情報政策課長」を「情報システム課長」に改める。

改める。

第四条第一項中「情報政策課長」を「情報システム課長」に改め、同条第二項中「企画振興部長」を「企画政策部長」に改め、同条第三項中「情報政策課長」を「情報システム課長」に改める。

第五条中「情報政策課長」を「情報システム課長」に改める。

第六条中「情報政策課」を「情報システム課」に、「企画振興部長」を「企画政策部長」に改める。

第七条第一項及び第八条中「企画振興部長」を「企画政策部長」に改める。

(青森県行政資料センター規程の一部改正)

第七条 青森県行政資料センター規程(昭和五十三年八月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企画振興部統計情報課」を「企画政策部統計分析課」に改める。

第五条から第九条までの規定中「統計情報課長」を「統計分析課長」に改める。

第十条中「企画振興部長」を「企画政策部長」に改める。

(青森県物価対策連絡会議規程の一部改正)

第八条 青森県物価対策連絡会議規程(昭和四十一年三月青森県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「企画課長、統計情報課長、文化・スポーツ振興課長」を「政策調整課長、統計分析課長、県民生活政策課長」に、「健康医療課長」を「医療業務課長」に、「流通加工課長」を「総合販売戦略課長」に改める。

第八条第三項中「文化・スポーツ振興課長」を「県民生活政策課長」に改める。

第九条中「文化・スポーツ振興課」を「県民生活政策課」に改める。

(青森県消費者行政連絡会議規程の一部改正)

第九条 青森県消費者行政連絡会議規程(昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「文化・スポーツ振興課」を「県民生活政策課」に改める。

第七条第四項中「文化・スポーツ振興課長」を「県民生活政策課長」に改める。

第八条中「文化・スポーツ振興課」を「県民生活政策課」に改める。

別表中「政策推進室長、」を削り、「統計情報課長、文化・スポーツ振興課長」

を「統計分析課長、県民生活政策課長」に、「健康医療課長、業務衛生課長」を

「医療業務課長、保健衛生課長」に、「文化観光推進課長」を「観光推進課長」に

「流通加工課長」を「総合販売戦略課長」に改め、「建築住宅課長」の下に、「広報広聴室長」を加える。

(青森県交通事故相談員の設置等に関する規程の一部改正)

第十条 青森県交通事故相談員の設置等に関する規程(昭和四十二年七月青森県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「文化・スポーツ振興課」を「県民生活政策課」に改める。

第五条第一項中「文化・スポーツ振興課長」を「県民生活政策課長」に改める。

(青森県青少年行政連絡会議規程の一部改正)

第十一条 青森県青少年行政連絡会議規程(昭和五十六年二月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中、「政策推進室長」を削り、「文化・スポーツ振興課長」を「県民生活政策課長」に、「健康医療課長、業務衛生課長」を「医療業務課長、保健衛生課長」に、「文化観光推進課長」を「観光推進課長、文化振興課長」に改め、「都市計画課長」の下に、「広報広聴室長」を加える。

(青森県病院事業職員被服貸与規程の一部改正)

第十二条 青森県病院事業職員被服貸与規程(昭和三十一年三月青森県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「医事課」を「事務局」に改める。

別表第二中、「病室」を「若しくは病室」に、「臨床検査部、放射線科又は薬剤部」を「又は医療局の臨床検査、放射線を用いる業務若しくは薬事業務を担当する科若しくは部」に改める。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第十三条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表一中「企画振興部長」を「企画政策部長」に、「企画振興部次長」を「企画政策部次長」に改める。

別表二中「業務衛生課長」を「保健衛生課長」に改める。

(青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部改正)

第十四条 青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程(平成二年三月青森県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「企画振興部長」を「企画政策部長」に改める。

(青森県非常勤道路監視員規程の一部改正)

第十五条 青森県非常勤道路監視員規程（平成八年三月青森県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「~~警察~~」、~~「~~「~~警察~~」~~」~~及び「~~警備~~」を削る。
（青森県非常勤河川監視員規程の一部改正）

第十六条 青森県非常勤河川監視員規程（昭和四十四年十一月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「~~総務~~室長」、「~~財産~~管理（用地）課長」、「~~河川~~砂防管理課長」及び「~~課員~~」を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭